

県運動部活動指導員—資格要件—

指導する運動部活動に係る専門的な知識・技能に加え学校教育に関する十分な理解を有する方で、下記の(1)~(4)の資格要件は必ず該当し、(5)~(7)のいずれかに該当する方とする。

- (1) 公務員でない方（ただし、所属長が兼職兼業を認めた者及び市町村等が任用する非常勤講師は除く。）
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条の欠格事項に該当しない方
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他運動部活動指導員として不適格と認められる事項がない方
- (4) 20 歳以上である方

- (5) 教員免許を授与された経験がある方（有効・無効を問わない）
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を所有している方
- (7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において、指導経験がある方